

事 務 連 絡
令和6年10月3日

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

設計等実務講習会および木造戸建の大規模なリフォームの建築確認手続き等に関する
チラシ配布のご協力をお願い

平素より住宅・建築行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。

2025（令和7）年4月1日以降に着工する住宅・建築物から、建築確認審査の対象となる建築物の規模の見直し等が行われ、木造戸建の大規模なリフォーム^{*}が建築確認審査の対象となります。

※今回建築確認審査の対象となる大規模なリフォームは、建築基準法の大規模修繕・模様替に該当するものであり、例えば、キッチン、トイレ、浴室等の水回りのリフォーム、バリアフリー化のための手すり、スロープの設置工事や屋根、壁の仕上げ材のみの改修等は、対象とはなりません。

国土交通省では、「木造戸建の大規模なリフォームの建築確認周知チラシ」を別添のとおり作成しました。また、省令・告示の概要及び申請時における注意点などについて解説を行う講習会を開催することとしており、より多くの方にご参加いただくため、「設計等実務講習会チラシ」を別添のとおり作成しました。

つきましては下記の通り、メールへの添付等にてチラシを配布していただきますよう、ご協力の程よろしくお願いたします。なお、紙でのチラシ配布が可能な場合は、事前に配布可能部数を申込フォームに入力いただくことにより、所要部数を送付させていただきます。

記

1. チラシ配布方法

上記に係るご連絡のメールに本チラシを添付してお送り願います。その際、本チラシについてメール内でご説明いただけますと幸いです。

なお、「設計等実務者講習会チラシ」については、配布先の都道府県の講習会開催日までの配布を願います。（各都道府県の講習会開催日は当チラシにてご確認を願います。）

2. 紙での配布時のチラシ配布可能部数等の入力

回答期日までに下記の申込フォームよりお申し込みをお願いします。

※送付先となる住所ごとに回答してください。

回答期日：令和6年10月9日（水）

申込フォーム <https://forms.office.com/r/V9LmJvYJJA>

※上記フォームにアクセスできない場合は、別添のエクセル資料に回答を記載の上、下記担当者までご連絡ください。

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 秋岡、係員 棟口

電話：03 - 5253 - 8111（内線 39429、39437）

メール：akioka-n2mw@mlit.go.jp muneguchi-k2nw@mlit.go.jp

※チラシの発送は令和6年10月末頃を予定しております。

【問合せ先】

○設計等実務講習会について

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 課長補佐 秋岡、係員 棟口

電話：03 - 5253 - 8111（内線 39429、39437）

メール：akioka-n2mw@mlit.go.jp muneguchi-k2nw@mlit.go.jp

○木造戸建の大規模なリフォームの建築確認の建築確認手続きについて

国土交通省 住宅局参事官（建築企画担当）付 係長 藤本、係員 小川

電話：03 - 5253 - 8111（内線 39502、39506）

メール：fujimoto-a2tr@mlit.go.jp ogawa-s92ta@mlit.go.jp